

## 1 4 財団法人青森県育英奨学会

### 1 法人の概要

(平成 20 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 工藤 幸七郎	県所管部課名	教育庁 教職員課
設立年月日	昭和 54 年 11 月 1 日	基本財産	2,500 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	青森県育英奨学会		1,500 千円
	青森県		1,000 千円
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	12 名	0 名
	監事	2 名	0 名
	職員	9 名	3 名
業務内容	学資の貸与、学生寮の維持管理、学生寮入寮生の生活指導		
経営状況 (平成 19 年度)	当期収入	1,575,217千円	(その他参考) 県からの補助金 5,612 千円 (独)日本学生支援機構からの交付金 1,096,635 千円
	当期支出	1,561,809千円	
	当期収支差額	13,408千円	
	当期一般正味財産増減額	1,095,862千円	

### 2 沿革

昭和 31 年に国から東京都小平市にある旧陸軍経理学校の建物と土地の払下げを受け、青森県直営の学生寮が設置された。その後、建物の老朽化に伴う建替えに当たり、昭和 54 年に「財団法人青森県学生寮」が設立され、同財団が銀行から建設費を借入れし、昭和 56 年に現在の学生寮に全面改築された。

また、昭和 58 年に青森銀行が 40 周年を記念して県に寄付した 1 億円と県の 1 億円を合わせた 2 億円で大学奨学金貸与事業を実施することとし、名称を「財団法人青森県育英奨学会」に変更した。

さらに、国の行政改革により日本育英会が廃止され、高校奨学金貸与事業については、平成 17 年度入学者から各都道府県に移管されることとなり、本県においては、当法人が行うこととなった。

なお、大学奨学金貸与事業については、平成 2 年度、平成 4 年度、平成 7 年度及び平成 11 年度に県の補助金の交付を受けて実施してきたが、今後、県からの補助金は困難な状況にあることから、平成 17 年度から貸与人員を 130 人から 90 人に減少し、事業を継続している。

### 3 課題と点検評価

平成 18 年度の報告書において提言した事項及び平成 19 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項のうち当法人の対応が不十分であると認められる事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

#### (1) 学生寮の入寮生の確保、経費節減及び入寮費の見直し並びに廃止を含む事業の検討

学生寮の管理運営事業については、「入寮生の一層の確保を図り、引き続き経費節減に努める

とともに、入寮費及び寮費の見直しを検討すること。また、学生寮の大規模改修が必要となる前に、学生寮の廃止を含めた検討を行うこと」を提言していた。

この点について、当法人からは、平成19年度においては学生寮の清掃業務の委託方法を見直すなど引き続き経費削減に努めているとともに、平成20年4月には、寮費を月額28,000円から30,000円に引上げ、当法人の自立的な運営が可能となるよう取り組んでいるとの説明があった。

当委員会としては、平成18年度の提言に沿った形で寮費月額を引上げ、財源確保に努めていることは評価できるものの、学生寮の管理運営事業は、平成19年度決算においても建物等の減価償却などを含んだ損益ベースで256万円の赤字となっていることから、入寮生の一層の確保を図り、引き続き経費削減に努めるとともに、更なる財源の確保を図るため、今後においては入寮費の見直しについても検討すべきである。

また、学生寮については、当法人から、

ア 平成14年度から平成16年度にかけて屋上防水・外壁改修工事を実施していることもあり、今後数年程度は、大規模改修工事の必要はないものと考えていること。

イ 入寮出願者数については、平成19年度は募集人員49名に対し出願者は62名、平成20年度は募集人員33名に対し出願者は46名と約1.3倍前後の出願があること。

ウ 平成18年度高等学校卒業者の県外大学進学者数は3,884人、うち41.5%が東京都及びその近郊に所在する大学等へ進学していること。

エ 学生寮を廃止した場合であっても学生寮の所在する土地は県有地であり、土地は原状復帰のうえ県に返還することとなること。

から、現在でも、学生寮に対する県民のニーズを意識した場合、大学進学率の高い東京都に設置することは適当であり、現に県民の利益に資する施設を有しているのであれば、現時点ではこれを最大限に活用したい旨の説明があった。

当委員会としては、学生寮については、現状では今後数年以内に大規模改修を要する状況には至らないため、学生寮を継続して管理運営していくこともやむを得ないものとする。しかしながら、現在のように東京都以外の各地域に様々な大学が設立されている状況下において、東京都近郊の大学に入学している者にのみ特別に学生寮を提供することに県の施策上どれだけの意味があるのか依然として疑問がある。したがって、学生寮の管理運営事業については廃止を含む検討をすべきである。また、幅広く学生支援を行う観点からすれば、学生寮のために県が無償で土地を貸与するより、学生寮の所在する土地を売却して得た収入をもって奨学金の原資に充て、奨学金制度を拡充させた方が、県の施策上、有効であるものとする。

なお、学生寮の当面の必要性については当法人の説明で確認したところであるが、県外大学進学者のうち過半数は東京都近郊以外の大学への進学者であり、学生寮が東京都のみに所在し、東京都近郊の学生だけが優遇されている点については、県民に対し合理的な説明を行うことを望むものである。

## (2) 未収金に係る債権回収の強化及び未収金等の発生防止

学生寮の管理運営事業に係る未収の入寮費及び寮費並びに大学奨学金貸与事業に係る未収返還金及び未収延滞金については、「滞納者の支払・返還能力を確認の上、支払・返還能力があると認められる滞納者に対し、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起、支払督促の申立てなど、より実効性の高い措置を講じることを含め、債権回収の方策を検討すること。また、高校奨学金貸与事業についても、高校奨学金の返還が本格的に開始する前に債権回収の体制及び方策について検討すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、現在、支払督促に関する債権回収マニュアルを作成する予定であり、また、賃貸借契約書等の支払督促に関する事項において、連帯保証人に対する督促をこ

れまでより厳しく対応する内容を盛り込むことを検討している、との説明があった。また、今後増大する高校奨学金貸与事務に対応するため、償還管理システムを平成21年度までに導入し運用を開始する予定であるとの説明があった。

当委員会としては、学生寮の管理運営事業に係る未収の入寮費及び寮費並びに大学奨学金貸与事業に係る未収返還金及び未収延滞金については、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起、支払督促の申立てなどは引き続き検討すべきと考えるが、特に高校奨学金については、平成19年度包括外部監査結果報告書においても指摘されており、「高校奨学金貸与事業が開始されて3年目で早くも償還開始人数の2割が延滞しており、人数ベースでは過去の延滞実績を大幅に上回る状況にある」ことを踏まえ、奨学金貸与時において連帯保証人の付与を確実にすることは言うまでもなく、その督促の手段についても、より厳しい契約内容の書面とするなどの工夫は効果的であると考えられる。さらに、償還の延滞等が増大した場合、将来において貸与を希望する学生に対し貸与できなくなる事態もあり得ることから、未収金の発生を未然に防止するためにも、奨学金の貸与時点において、奨学金の原資は税金などにより成り立っていることを含め、返還義務に対する効果的な意識付けがなされる措置を講じるべきである。

奨学金貸与業務については、当法人においてプロパー職員1名、臨時職員3名の体制で現状の業務量に対応しているが、今後増大する業務量を勘案すれば、奨学金償還管理システムの導入だけでは十分な対応ができないことも予想される。また、平成19年度包括外部監査結果報告書においては、「当法人の自立的運営を志向する場合、役職員の人件費や法人運営経費を捻出しなければならず、現在の無利子貸与制度を継続するだけでは運営は不可能である。法人の存続の為に有利子の貸与制度を設けることが不可欠と言っても過言ではあるまい。逆に、無利子貸与制度に固執する場合には、現在の組織体制では不十分であると考えられるため、県の直営事業とすることが現実的である」との意見もあった。

所管課からは、奨学金貸与事業を県直営事業とした場合、教育庁職員の増員が必要となり、このことは、人件費削減という県の行財政改革にも逆行することとなる旨の説明があったが、奨学金貸与事業は、本県の将来を担う人材の育成という「県の重要施策」であるとの視点に立てば、学生寮の位置付け以上に、まさに行政資源の集中が必要な分野であり、県の行財政改革が即ち人員体制の強化の障害になる、という理由は成り立たない。人員体制の不備・不足により適正な債権回収事務が行われずに未収金の増加を招く事態は絶対に避けなければならないことから、当法人の体制について、職員の増員も視野に入れながら体制のあり方について早急に検討すべきである。

なお、県の高等学校授業料等の免除制度と当法人の奨学金制度とで、「学生支援」の視点からは類似の支援策を別団体がやっている状態にあるが、県教育庁職員が兼務で当法人の業務も実施している実態を見れば、両業務の実施主体を一元化することによって、より効率的・効果的に学生支援制度を遂行できる可能性があるものと思われる。そのため、学生支援の体制のあり方について、長期的な視点での当法人のあり方を含めて検討することを求めたい。

### (3) 高校奨学金貸与事業の長期的収支計画の策定

高校奨学金貸与事業については、日本育英会が高校奨学金貸与事業を実施していた時の回収率70%の水準で当法人の高校奨学金貸与事業の回収率が推移した場合、奨学金の原資が遠からず不足してしまう懸念があったことから、平成18年度の報告書では、「長期的に継続して実施することができるかについて懸念されることから、長期的な収支計画を策定すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、貸付金を平成17年度より文部科学省から独立行政法人日本学生支援機構を経由し、交付を受けているところであるが、交付を受けてから、まだ3年のみで、交付期間がいつ頃までなのか、また、今後の交付金がどの程度見込まれるのか等を見極めた上で、

高校奨学金の返還が始まる平成21年度までに検討したい、とのことであった。

高校奨学金については、前述のとおり、人数ベースでの延滞発生率が高く、今後、奨学金の原資が不足し、奨学金制度自体が成り立たなくなることも懸念されることから、奨学金制度を持続可能とするためにも、国からの補助金及び奨学金の回収状況についての見込みを立て、長期的な収支計画を策定することを求めるものである。

なお、大学及び高校奨学金の充実策として、例えば、民間企業などに奨学金原資への寄附金をお願いするといった方策も必要になってくるものと思われるため、今後の課題として対応を検討することも必要である。